

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5(2023)年度補正予算概要.....	1
2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～3

# 1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども健全育成費	5,180	子ども健全育成事業費増 5,180 地域放課後児童健全育成事業費増 5,180	

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年9月16日

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>